

【参考資料】

議案第40号 朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

1 改正趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うもの。

2 概要

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

3 施行予定年月日

令和6年4月1日から施行する。

担当

上下水道部上下水道総務課経営係

電話 462-3411